

持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の申請を検討している医療法人のみなさま

移行計画認定制度（認定医療法人制度）は令和2年9月30日で一旦、期限を迎えるため、申請を検討している医療法人のみなさまにおいては、可能な限り下記の期限までに申請書を提出いただきますようお願いいたします。

申請書提出期限 令和2年7月31日（金）まで

- ①上記期限までに提出された申請書のうち、認定要件を満たし、9月30日までに認定できる場合は、移行計画の認定を行います。
- ②相続が発生した場合は、相続税の申告期限（10ヶ月）までに認定を受ける必要がありますので、申請を検討している場合は早期に提出いただきますようお願いいたします。

※令和2年10月1日以降の移行計画認定制度の延長については、現在調整中ですので、追ってお知らせいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

担当：縄稚（ナヲ）、伊藤、石原

電話：03-3595-2261（直通）